

トイレや休憩所の設置をご検討  
されている農業者の皆さま

**今がチャンスです！**





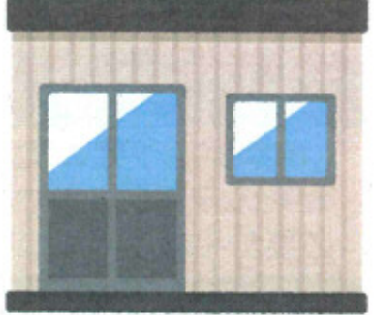
雇用就農促進事業  
(労働環境整備事業)  
の活用で県から

**最大132万円**※  
補助率  
1/3以内  
補助金が出ます！

※組み合わせによる

正社員やパートを雇用したいけれどなかなか人材が集まらないm(\_ \_)m  
せっかく採用した従業員がすぐにやめてしまって定着しない(>\_<)  
そんなお悩みをお持ちの農業者のみなさま！  
従業員が働きやすい労働環境づくりを進めてみませんか。

トイレや休憩所の設置・増設・改装を支援しています

	簡易トイレ	男女別水洗トイレ	休憩室
PRポイント	 <p>農場に簡易トイレを設置したら従業員も安心！ これまでのようにトイレがある作業場や倉庫等まで移動する時間も短縮できます！</p>	 <p>女性が安心して楽しく働くことができる職場は、みんなに優しい職場。 男性もキレイなトイレの方がいいですね。</p>	 <p>重労働が多い農業の仕事だからこそ、しっかりと更衣や休憩できる場所を確保することはとても重要です。</p>
補助率	1/3以内		
補助上限額	12万円	60万円	60万円
補助対象例	トイレ、トイレ付帯設備(照明器具、衛生器具)・器具、付属品(ウォシュレット)、電気・水回り工事一式		シャワー室、更衣室、ロッカー等

既存施設解体費、消耗品費、備品のための購入等は対象外

## 補助金の対象者

農業法人

認定農業者

農業者グループ

等

※本事業は、新たな雇用の確保・定着を目的としていることから、新規就農者は対象外としています。ただし、法人化したリグループで申請することなどにより対象となる可能性があります。

※新規就農者については、他の要件もありますが、「田舎暮らし農園施設整備支援事業」等の他の事業で対象となる可能性があります。

## 主な要件「雇用の確保」

本事業は、農業法人等における雇用就農者の労働環境の改善を支援することにより、多様な雇用就農者の確保・定着を目指すことを目的としています。そのため、本事業を実施するにあたっては、以下の「新たな雇用就農者の確保」の要件について、以下の①から③のいずれかを満たす必要があります。

- ①事業実施年度に新たに従業員を雇用する又は、前年度から新たに従業員を雇用していること(雇用期間の定めのない又は、定めがある場合1年以上の雇用期間で、かつ概ね年間150日以上従事又はする予定の者であること)
- ②事業実施年度又は、前年度に家族経営協定を締結し、女性が概ね年間150日以上経営に従事又はする予定の者がいること
- ③事業実施年度又は、前年度に設立された法人で概ね年間150日以上経営に従事又はする予定の者がいること

## 関係法令の遵守

事業実施予定の地域によっては、関係法令に基づく手続きが必要な場合があります。事業の申請を検討される場合は、あらかじめ市町の担当部署に事業実施にあたって必要な手続き等についてご確認ください。

法	市町担当部署	内容(手続き)
農地法	農業委員会	転用の届出 等
農業振興地域の整備に関する法律	農政担当課	用途区分の変更 等
都市計画法 建築基準法	都市計画担当課 県民局(センター)土木事務所	開発(建築)許可申請 建築確認申請 等

## 事業に関する問い合わせ先・申請窓口

<事業内容について>

最寄りの県民局(センター) 農林(水産)振興事務所 農政振興(第1)課にお問い合わせください。

<申請窓口>

トイレや休憩所を設置する予定の地域を管轄する市(町)役所の農政担当課に必要な書類をご提出ください。